

宿泊施設・バス・旅客船に係る「ひょうご安心旅」プロモーション業務 仕 様 書

1 委託業務名

宿泊施設・バス・旅客船に係る「ひょうご安心旅」プロモーション業務

2 業務期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

3 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症で打撃を受けた県内観光産業の早期回復を図るために実施している「ひょうご安心旅」について、兵庫県内及び近隣府県を対象としたプロモーションを展開し、旅行需要の回復をめざす。

4 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「宿泊施設・バス・旅客船に係る『ひょうご安心旅』プロモーション業務」において、以下の業務を委託する。

[参考：ひょうご安心旅の概要]

宿泊施設、バス事業者、旅客事業者が取り組む感染リスク軽減対策を旅行者向けに見える化し、「ひょうご安心旅」として全国に発信。

(URL) <https://www.hyogo-tourism.jp/news/124>

(1) 新聞広告

兵庫県内及び近隣府県（主に、大阪府及び京都府）を対象に新聞広告の制作・掲出

ア 実施回数 2回以上

イ 仕様

① 広告サイズ

15段（1回は15段とし、残りは他のサイズでも可とする。）

② 色

モノクロ

③ デザイン

・ 3業界におけるひょうご安心旅の取り組みをPRするデザインを作成すること。

・ 校正 2回

ウ 実施時期 令和2年12月中旬まで（観光本部との協議により決定すること）

(2) WEB広告

兵庫県内及び近隣府県（主に、大阪府及び京都府）を対象に、PR記事配信やバナー掲出等により、3業界におけるひょうご安心旅の取り組みをWEBでPRする。

5 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」を紙及び電子媒体で観光本部に提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和3年3月5日（金）

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7 留意事項等

(1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。

(4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(6) 委託契約の締結

① 契約に関する事務は委託者で行う。

② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場

- 合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
 - (8) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
 - (9) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
 - (10) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
 - (11) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
 - (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。